

答 申 第 1 2 9 号
令和 3 年 11 月 2 日

兵庫県公安委員会
委員長 大 内 ますみ 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 3 年 5 月 21 日付け兵公委発第 392 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

令和 2 年 10 月 31 日、兵庫県知事が私用で乗用車を運転中、神戸市中央区において指定横断等禁止違反として葺合署員に告知された際の、兵庫県知事の警護について記載した書類

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、別添の1に掲げる公文書（以下「本件請求公文書」という。）の公開請求について、別添の2に掲げる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、その存否を明らかにしないで非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和2年11月12日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月19日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年2月18日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和3年5月21日、兵庫県公安委員会は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書等において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人は、実施機関から本件処分を受けたが、その前提となる原請求が存在しない。

なぜなら、“令和2年10月31日、兵庫県知事が私用で乗用車を運転中、神戸市中央区において指定横断等禁止違反として葺合署員に告知された際の、兵庫県知事の警護について記載した書類”と予め所定の欄（「請求する公文書の件名又は内容」欄）に記入した「公文書公開請求書」（様式第1号）（以下「本件請求書」という。）を、当の審査請求人が作成したり、実施機関宛に発送ないし提出したりした事実は全くないからである。

2 反論書等

(1) 反論書

ア 本件請求書を、審査請求人が作成したり、処分庁宛に発送ないし提出したりした事実は全くない。

イ 処分庁に対し、本件請求書の原本の提出を審査庁（兵庫県公安委員会）が求めるよう、行政不服審査法第33条及び同法別表第1により、審査請求人は申立てる。

ウ イの申立てに係る本件請求書の原本の所持が、所持人と目される処分庁により立証される必要がある。

エ 本件処分が取り消されなければ、アに示す事実が全くないにもかかわらず、最初からあったことにされてしまう。

オ イの申立てに係る本件請求書の原本の所持が、処分庁によりいまだに立証されていないという事実に照らし、令和2年11月19日付け公文書非公開決定通知書の宛名欄に「個人」の氏名を冒用したものと断じざるを得ない。そうすると、この冒用者（公開を事実上請求した者）と、これに対し処分した者とは、同一であったということになり、被冒用者はその被害者ということになり、この冒用の違法性を阻却する正当な事由が全く見当たらない。

(2) 主張書面

ア 令和3年6月16日付け

審査請求人が、令和3年5月28日付けで審議会に求めた「提出書類等の閲覧又は交付」を実際に受けた最終日の翌日以降に、追って主張書面等を提出する。

イ 令和3年8月26日付け

審査庁が、処分庁作成に係る令和3年8月3日付け弁明書を審査請求人宛

に即日発送したりする義務も権限も既になし、その写しを審議会が受け取る義務も権限も既になし。

なぜなら、諮問をした旨の行政不服審査法第 43 条第 3 項及び条例第 18 条による通知発出時より前の諮問時点で既に添えられていない弁明書は、同法第 43 条第 2 項及び条例第 17 条第 2 項に違反するからである。

については、審議会は、前記の弁明書の、その原本と写しの別を問わずこれを却下しなければならない。現に、審査請求人は、その原本と写しの別を問わず受け取りを同年 8 月 11 日付けで拒否しているし、その旨の表示に前記の理由をも併記している。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分理由は、以下のとおり要約される。

1 本件公開請求に係る公文書について

- (1) 令和 2 年 11 月 12 日、実施機関は、審査請求人から公文書公開請求書（以下「本件公開請求書」という。）を受領した。
- (2) 本件公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄には、別添の 1 のとおり記載され、神戸新聞のスクラップ記事とともに提出を受けた。

受領時において、本件請求公文書について確認したが、審査請求人は「電話でもお答えしません。読めば分かります。」と述べ、本件請求公文書の質疑に応じなかった。

- (3) 実施機関は、「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容を精査した結果、本件対象公文書について、交通取締り時を含む兵庫県知事の警護について記載した文書と判断し、その存否を明らかにするだけで、条例第 6 条第 3 号及び第 6 号の非公開情報を公開することとなるため、条例第 9 条に基づき公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する本件処分を行った。

2 条例第 9 条の該当性について

(1) 警護について

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に基づき、警察は、人の生命、身体及び財産の保護を本来の任務としており、警護はそのうち特に警護対象者の身近に危害が及ぶことを防止し、その安全を確保する警察活動で、警護要則（平成 6 年国家公安委員会規則第 18 号）等により内閣総理大臣、国賓その他そ

の身に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者など警護を必要とする要人の範囲が定められている。

これらの要人は、政治的思想を背景とした暴力行為やテロ等の犯罪行為の標的にされることや、これらの犯罪行為を企図する者は、様々な手段を用いて当該行為を実現しようとする状況が想定され、警護に関する情報を公にすることにより、警護対象者の基準等が判明し、これらの者に有意な情報と機会を提供することとなり、そのことによって、犯罪行為を誘発し、又はその実行を容易にすることになる。

(2) 条例第6条第3号の非公開情報該当性

本件対象公文書は、兵庫県知事の警護状況を含む情報であり、その存否を明らかにすることにより、警察官による警護の有無を明らかにすることとなり、不法行為を敢行しようとする行為者に犯罪行為の助長又は巧妙化をならしめることから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第6条第3号に該当する。

(3) 条例第6条第6号の非公開情報該当性

本件対象公文書は、兵庫県知事の警護状況を含む情報であり、その存否を明らかにすることにより、警察官による警護の有無が明らかとなり、結果として、兵庫県知事への身に危害が及ぶおそれがあり、警備関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号に該当する。

以上のとおり、本件対象公文書については、その存否を答えるだけで、条例第6条第3号及び第6号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否したものである。

3 審査請求の理由に対する反論

審査請求人は、本件処分について「原請求が存在しない。」などと請求内容が違っていると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件公開請求書を受領する際に、審査請求人が本件請求公文書の質疑に応じなかったことから、実施機関において、更に公文書の範囲を広げて判断したもので、審査請求人が求める内容が実施機関が判断した公文書の範囲内であり、本件公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、本件処分を行ったもので、審査請求人の主張は理由がない。

4 追加の弁明書（令和3年8月3日付け）における条例第9条の該当性について

審査請求人は、本件請求公文書についての具体的な説明を一切していないことから、警護要則に基づく警護以外の警戒活動（以下「身辺警戒」という。）に係る文書が、本件対象公文書に含まれる可能性が生じることとなったため、弁明を追加する。

(1) 身辺警戒について

身辺警戒は、警護要則に基づく警護と同様に、警察法第2条第1項を根拠とするものであるが、その態様は広範囲に及ぶ。

身辺警戒について例を挙げると、次のような活動などが該当する。

ア 恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身安全関連事案において、被害者及び関係者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための活動

イ 検挙された被疑者からの再被害が想定される場合において、被害者及び関係者の生命又は身体に再び危害が加えられることを防止するための「再被害防止措置要領」に基づく活動

ウ 暴力団犯罪被害者や暴力団排除活動関係者等に対する暴力団員らによる加害行為を未然に防止するための「保護対策実施要領」に基づく活動

(2) 条例第6条第3号の非公開情報該当性

身辺警戒の有無を明らかにすることは、不法行為を敢行しようとする行為者に犯行を助長又は巧妙化させ、身辺警戒対象者の安全確保に重大な支障を生じさせることから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるため、条例第6条第3号に該当する。

(3) 条例第6条第6号の非公開情報該当性

身辺警戒の有無を明らかにすることは、身辺警戒対象者に危害が及ぶおそれを生じさせることから、公にすることにより、警備関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当する。

以上のとおり、身辺警戒の有無を明らかにすることは、警護要則に基づく警護の有無を明らかにする場合と同様に、条例第6条第3号及び第6号の非公開情報を公開することとなるため、本件対象公文書に身辺警戒に係る文書が含まれるとしても、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否すべきである。

5 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件請求公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書を特定し、その存否を答えるだけで、条例第6条第3号及び第6号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書の公開請求は存在しない等と主張し、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、上記第4の4のとおり弁明を追加した上で、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の特定の妥当性について

公文書公開請求に係る公文書の特定は、公文書公開請求書に記載された請求する公文書の件名又は内容を踏まえ、実施機関が行うものである。しかし、それだけでは公文書の特定が困難な場合、公開請求者に対して補正を求めるなどして公開請求の趣旨を確認し、その趣旨が明らかになった場合には、その趣旨を反映した公文書を特定することとなる。

実施機関は、上記第4の1及び3のとおり、本件公開請求書を受領する際、本件請求公文書について確認したが、審査請求人はそれについての質疑に応じなかったことから、本件公開請求書に記載された請求する公文書の件名又は内容を精査し、別添の2に掲げる公文書を特定したと説明する。

実施機関が特定した公文書は、当該請求する公文書の件名又は内容を踏まえて特定されたものであると認められることから、本件対象公文書を特定したことは妥当である。

3 本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について

実施機関の説明は、上記第4の2及び4のとおりである。

これについて検討すると、本件対象公文書の存否を答えることは、兵庫県知事に対する警護（身辺警戒を含む。）の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報は、公にすることにより、警護の対象者の基準等が判明し、テロ

等の犯罪行為を企図する者に有意な情報と機会を提供することとなり、犯罪行為を助長又は巧妙化させるとする実施機関の説明は首肯できるから、条例第6条第3号に規定する、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第3号の非公開情報を公開することとなるため、同条第6号について判断するまでもなく、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第3の2(2)イにおいて、実施機関の追加の弁明書が違法である旨主張しているように解されるが、本件審査請求については、行政不服審査法第43条第2項の規定は適用されないし、条例第17条第2項の規定は追加の弁明書の提出を認めない趣旨ではないことから、違法とは言えない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別添

1 本件請求公文書

本書に添付された神戸新聞記事（同年 11 月 11 日付朝刊 28 面）の写しの通り前月末日に指定横断等禁止違反のかどで葺合署員による摘発に遭うがままにされたという知事による当該違反行為の、その着手から既遂まで、途中これを警護担当者が誰 1 人として止めに入らずただ警護対象を見守るより外はなかった、その理由に関する一切のもの

2 本件対象公文書

令和 2 年 10 月 31 日、兵庫県知事が私用で乗用車を運転中、神戸市中央区において指定横断等禁止違反として葺合署員に告知された際の、兵庫県知事の警護について記載した書類

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年5月21日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、審査請求人の反論書を受領
令和3年6月16日	・ 審査請求人から主張書面を受領
令和3年6月23日 第2部会（第89回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年7月19日 第2部会（第90回）	・ 審議
令和3年8月3日	・ 諮問庁から実施機関の追加の弁明書を受領
令和3年8月26日	・ 審査請求人から主張書面を受領
令和3年9月7日 第2部会（第91回）	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
令和3年10月21日 第2部会（第92回）	・ 審議
令和3年11月2日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男